

市民参加プロセス計画書：市街化調整区域及び都市計画区域外における土地利用に関する基本方針について

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

本市では、旧岡崎市の市域を昭和45年に、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して以降、市街化区域においては、適切な市街地の整備が進み、市街化調整区域においては、農地や自然環境が継続して保全されています。また、平成18年に都市計画区域外である旧額田町と合併し、平成22年には豊富地区周辺を都市計画区域（市街化調整区域）に指定し、旧額田町地域全体で、良好な農地や自然環境が保全されています。こうした土地利用規制は、都市計画法の他、森林法、農地法等の法令や条例等に基づいて行われています。本市人口は増加傾向ですが、市街化調整区域及び都市計画区域外では、既に減少傾向にあります。その結果、地域コミュニティの維持や、空き家の増加等の諸課題が生じ始めています。このため、土地利用規制・誘導に関する各種制度や基準について第7次岡崎市総合計画や岡崎市土地利用基本計画、岡崎市都市計画マスタープラン等と整合を図るよう見直す必要があります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
	<p>第7次岡崎市総合計画や岡崎市土地利用基本計画、岡崎市都市計画マスタープラン等に基づいて策定するため、検討段階及び構想段階における市民参加の余地がほとんどありません。そのため、本基本方針の具体的内容について検討する計画段階で市民参加を実践することとします。</p>				
構想段階					
計画段階	令和4年5月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・市街化調整区域、都市計画区域外の現状と課題の整理、集落維持のあり方 ・市街化調整区域、都市計画区域外の現状と課題の整理、集落維持のあり方に対する意見	現状と課題の整理、集落維持のあり方についてご意見を伺い、必要な修正を行う。
	令和4年10月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・基本方針素案 ・基本方針素案に対する意見	基本方針素案に対し幅広い観点でご意見を伺い、必要な修正を行う。
	令和4年11月	地元説明会（支所単位（8地区）毎に地域交流センター等にて1回ずつ合計8回開催予定）	支所単位毎に説明会を開催し、総代を始めとした地元住民（地元住民の目線から、基本方針素案に対する意見を聴取したいため）	・基本方針素案 ・基本方針素案に対する意見	基本方針の内容に対する理解をいただく。
	令和4年12月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等を幅広く反映させることができるため）	・基本方針原案 ・基本方針原案に対する意見	基本方針原案に対し幅広い観点でご意見を伺い、必要な修正を行う。
	令和5年1月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・基本方針原案 ・基本方針原案に対する意見	基本方針原案の内容に対する合意を得る。
実施・運用段階					